

令和元年度 第3回栗東市火葬場建設検討委員会

日 時：令和元年8月30日（金）10：00～11：40

場 所：市役所4階傍聴者控室

内 容：第3回栗東市火葬場建設検討委員会

出席者：高野委員長 大角職務代理者 奥村委員 三好委員 矢部委員 伊丹委員
吉川委員 川島委員 原田委員 奥田委員（10名）事務局：環境政策課
傍聴者：なし

<次第>

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 協議事項

（1）火葬場に関する整備方針等の検討について【資料1～5】

（2）諮問にかかる意見について

1. 火葬場整備の必要性及び広域連携について

2. 火葬場整備の事業手法について

（3）答申（案）について

5. その 他

6. 閉 会

《結果》・火葬場の必要性は全委員『有り』

・広域という意見が多かったことから、『広域』

・事業手法については、市の財政負担の軽減等、整備費用・維持管理経費の縮減に努めること

【概 要】

4. (1) 火葬場に関する整備方針等の検討について【資料1～5】

【資料1】

委 員) P3 草津市・栗東市単独設置なら、それぞれ6基、4基必要である。2市共同整備の場合は7基であるが、少ないようだと思うが大丈夫なのか。

市) P6 のとおり、推計死亡数、火葬需要数等で算出された結果です。

委 員) 市内に火葬場の嘆願書が出ている場所もある。単独設置なのか共同設置なのかの前に場所の選定も大事ではないか。琵琶湖方面に火葬場ができたら困る。場所の選定は草津市と既に検討しているのか。

市) 諮問の内容には場所の選定までは入っておらず、火葬場整備の必要性、必要なら単独か広域かである。場所の選定については草津市との協議もしていない。
嘆願書が出ている場所については、広域ですると方向性が決定したあと、草津

市との協議の中で提示していくことになる。

4. (2) 諮問にかかる意見について

委 員) 火葬場整備は必要である。経費のこともあるので、共同設置がよい。

事業手法はどれがよいのか難しい、検討する余地がある。

委 員) 火葬場整備は必要である。野洲川斎苑のような共同設置がよい。

事業手法はわからない。

委 員) 火葬場整備は必要である。経費のこともあるので、共同設置がよい。

事業手法は専門家ではないので難しい、行政側で十分検討してほしい。

委 員) 火葬場整備は必要である。単独設置がよい。

事業手法は検討する余地がある。

委 員) 今後、市の負担もなく近隣の火葬場で栗東市民の分を任せるのは難しくなっていくと思われる所以、火葬場整備は必要である。財政負担、円滑な火葬を考えると広域的な火葬場整備がよい。

事業手法はこの委員会で決定するのは難しいので、経済的な負担な少なく、PFIの導入等を検討していくことが必要と考える。

委 員) 火葬場整備は必要である。単独か共同かは場所が大事だと思う。嘆願書がある以上、単独がよい。

事業手法は負担が少ない方法を考えていく。

委 員) 火葬場整備は必要である。財政的に有利なのは広域であるが、地域の気持ち・心・プライドを考えると、単独かなと思うので、決められない。

事業手法はどれがよいのか難しい、もう少し検討してほしい。

委 員) 火葬場整備は必要である。野洲川斎苑のような広いゆとりのある火葬場がよいので共同設置がよい。

委 員) 火葬場整備は必要である。不測の事態にも対応でき、安心であることから、共同設置がよい。

事業手法は財政が厳しいことから使用料金を考慮しながら、段階的な整備も含め、財源の平準化も考えていくことが必要。

委員長) 市民は火葬料金が高い、最期は栗東市に面倒見てほしいなどの意見がある。火葬場整備は必要である。行政需要が多いので連携できるところは連携するべきであり共同設置がよい。

事業手法はメリット、デメリットがあるので、この委員会では判断は難しい。住民サービスが低下しないように安定性のある安心できることが大事である。

まとめ・・・火葬場の必要性は全委員一致で『有り』

広域という意見が多いので、『広域』の方針でまとめる。

事業手法は市の財政負担の軽減、平準化、財政を圧迫しないような手法で考えてもらう。また、どの手法でもメリット、デメリットはあるので、財政負担・住民サービスに重点を置いた手法で考えていただく。

4. (3) 答申（案）について

委員) 『何らかの対策』とは、何なのか。→『火葬場整備などの対策』に修正。

委員) 『人件費』は何も資料がない。→『整備費用の縮減等』

委員長) 『利便性を十分に考慮し』を追加する。

委員) 『民間事業者の資金やノウハウ等を活用する』→事業手法は決定していないので活用するを『検討する』に修正。

委員) 場所のことなので、答申には記載できないが、できるだけ選定地は草津市側に偏らないように望みます。

→答申（案）は了承

5. その他

答申について、文言等の修正については、委員長・職務代理者に一任していただき、市長に提出することになった。

以上。